

## 平成19年第1回稲城市教育委員会定例会

1 平成19年1月15日午後3時00分から、稲城市役所6階603会議室において、平成19年第1回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
浅水 博  
安江 元治  
稲垣 弘子  
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野 誠二
指導室長	石鍋 浩
指導主事	大場 一輝
指導主事	今田 敏弘
学校給食 共同調理場所長	吉井 四郎
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センタ - 課長	真藤 隆之
図書館長	加藤和秀幸

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川 茂夫
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	古川 広美
学校教育課庶務係	伊藤まどか

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2「会期の決定」
- (3) 日程第3「教育行政報告」
- (4) 日程第4「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成19年第1回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。  
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。  
御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 　御異議なしと認めます。  
よって、本日の会議録署名委員は、安江委員にお願いいたします。  
次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 　御異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日と決しました。

本日は、これから南山東部土地区画整理事業地、稲城第七小学校、コカ・コーラ工場跡地へ視察とさせていただきたいと思っております。

## < 視 察 >

委員長 　再開いたします。  
次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。  
日程第3.「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕  
学校教育課

1. 第7回稲城市立学校適正学区等検討委員会について
2. 第8回稲城市立学校適正学区等検討委員会について
3. 平成18年度就学時健康診断について
4. 複合施設ふれんど平尾利用状況について

指導室

1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. 教育相談所関係について
5. 教育センター関係について
6. その他について

## 学校給食共同調理場

1. 二学期学校給食終了について

## 生涯学習課

1. 社会教育委員関係について
2. 青少年委員関係について
3. 青少年指導者養成について
4. ふれあいの森関係について
5. 青少年育成地区委員会関係について
6. 芸術文化活動の振興について
7. 成人式関係について
8. 新文化センター建設事業について
9. 社会教育活動の振興について
10. 文化財の保護と普及について
11. 生涯学習推進事業について
12. 学校施設コミュニティ開放事業について

## 体育課

1. 体育指導委員協議会定例会について
2. 体育関係団体他の事業について
3. 東京ヴェルディ1969関連事項について
4. 有料施設の利用状況について
5. スポーツ教室参加状況(連盟委託教室)について

## 文化センター課

1. 公民館主催事業の実施状況について
2. 児童館主催事業の実施状況について
3. 利用統計について

## 図書館

1. 第5回図書館協議会について
2. 中央図書館行事について
3. 城山体験学習館展示コーナーについて
4. いなぎ子ども体験塾について
5. 平成18年12図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4「報告事項」です。

本日の報告事項は、8件です。

まず、学校教育課長より、「平成18年度東京都稲城市一般会計補正予算(第3号)の議会結果について」、「稲城市立学校適正学区等検討委員会報告書について」

お願いします。

学校教育課長 それでは、まず最初に、稲城市一般会計補正予算（第3号）ということで、12月市議会の定例会に私ども教育部関係といたしまして、補正予算を提案させていただきました。その結果報告をさせていただきます。

まず、教育費の学校管理費の中の小学校管理運営費の修繕料ということで、共通施設修繕等ということで1,330万円ほどの補正予算を上げました。また、中学校費の中の中学校管理運営費の共通施設修繕費といたしまして、839万7,000円の増額補正をさせていただくということで上げております。また、図書館費の中でございますけれども、体験学習館管理運営事業ということで、備品購入費ということで50万円ほどで上げております。この図書館費の50万円の増額につきましては、歳入といたしまして、図書館費の指定寄附ということで50万円ほどの寄附をいただきましたので、その歳入としての収入、そしてその50万円を引いた備品購入ということの歳出予算を組ませて補正をさせていただきました。いずれの内容にいたしましても、12月議会におきまして取り決めをいただいているということでございます。

また、学校給食費の方ですが、管理運営費といたしまして、燃料費の部分で86万5,000円ほどの増額の補正をさせていただくという部分がございます。いずれの科目につきましても、市議会で承認をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。

以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。  
質疑等ございましたらお願いいたします。

ないようですので、次に、「稲城市立学校適正学区等検討委員会報告書について」、お願いいたします。

学校教育課長 それでは次に、お手元に資料があるかと思しますので、ご覧いただきながら説明させていただきたいと思っております。

稲城市立学校適正学区等検討委員会の検討結果報告書ということで、ここに4枚のつづりのものがあると思しますので、そちらを見ながら説明させていただきたいと思っております。

まず1といたしまして、検討を依頼された事項ということで、これは教育長の方から適正学区検討委員会の方に検討を依頼した内容ということでございます。（1）といたしまして、市立学校の学区制のあり方に関する事、（2）市立学校の通学区域に関する事、この2件につきまして今回は協議していただきまして、報告書としてまと

めさせていただいたということでございます。

次に、2に検討の経過でございます。第1回は平成18年7月4日にいたしました。ここでは、市立学校の現状と課題、学区制のあり方ということで、 から までありますが、 として学校の標準規模について、 に通学区域について、 が児童・生徒数及び学級数について、これは推計値等をお示ししております。それから が南山東部土地区画整理事業についてということで、現状の状況を、稲城の実態が今こうなっていますという内容の報告をさせていただき、審議をしたという内容でございます。このときに、稲城は今指定校制をとっておりますけれども、選択制がいいのか学区制がいいのかということで、検討をしたところでございます。結果といたしましては、現在の学区制をとっていくということの報告が提出されております。

第2回は18年7月31日、これはそういった第1回を踏まえまして、市内の状況を見学していただくということで、主な、例えば若葉台小学校の増築校舎、それから、今日行きましたが、南山の今後の状況等ありますので、今日と同じ場所を見ていただきました。またコカ・コーラの工場跡地、それから尾根幹線道路ができましたので、その開発状況、開発地を通りまして、また市役所に戻ってくるということで市内の視察をしたところでございます。

次に、第3回ですが、8月21日、市立学校の児童数・生徒数の推計ということで、平成18年度から23年度までの市内の小中学校全校の推計値を出しまして、課題があるところ、ないところがありますけれども、そういったことについて審議をしたところでございます。この検討委員会の検討年度ですけれども、おおむね5年間を見据えた検討をしようということでございますので、23年度までの推計値を出しているということでございます。

次に、第4回でございます。9月28日、通学区域のあり方。改善を必要とする学区域ということで、これは一小、三小、七小の関係を中心として第4回、第5回は審議をしたところでございます。それから、第5回は10月19日でございます。

第6回は11月16日、通学区域のあり方ということで第三中学校の学区ということで報告させていただきました。

第7回は12月19日、検討結果報告書の作成についてということで案をつくりまして、提案したというところでございます。

いろいろその中での審議がございまして、最終的には1月12日、先週でございますが、検討結果の報告書の内容を最終的なまとめということで決定をいたしまして、当日検討委員会の会長から教育長の方に今お手元にある報告書を提出していただいたという内容でございます。

次に3、市立学校の学区制のあり方に関すること。(1)学区制の

現状についてでございます。読みながらいきたいと思っております。現在、本市の学区制は、指定校制を採用しており、稲城市立学校に就学する児童・生徒の学校については、稲城市公立学校学区に関する規則第4条に規定されている。その学区の指定については、平成12年10月に稲城市立学校適正学区等検討委員会からの報告に沿って策定されている。地域教育懇談会をはじめ、自治会・保護者会・地区体育振興会・青少年育成地区委員会など地域の人々と学校との結びつきが強く、家庭・学校・地域が連携しながら、特色ある学校づくりが地域に根付いていることが考え方の基本になっている。ということです。

次のページ、(2)検討の内容でございますが、学区制には、学校選択制と指定校制があり、それぞれの内容について意見が出された。学校選択制については、都内や多摩地区で一部実施されてきてはいるが、実施経過年数が少ないことから制度の問題点や課題など具体的に明確化されていないため、学校選択制を採用するまでには至らなかった。昨今では、子どもを取り巻く事件・事故の報道を受け、今まで以上に保護者・地域の人々が力を合わせてパトロールなどを強化し、地域で子どもたちを見守り続けている。そのようなことから、地域は大変まとまりが強くなり、保護者・地域・学校が地域ぐるみとなり、自分たちの手で「地域で子どもを守ろう」と地域が一体となって活動している現状などから、指定校制を推す意見が多く出された。

次に(3)検討結果でございます。本市の現状や地形的なことを含め、保護者・地域・学校が協力し合いながら、地域ぐるみで子どもたちを見守っていることから、地域は大変まとまってきている。また、学校や保護者が共に協力し取り組んできていることから、今までどおり小学校・中学校とも指定校制を採用する。なお、保護者の申し立てにより他の学校を希望する場合には、今までどおり一定の条件のもと本来の指定校以外の学校へ就学できることとする。

次に4、市立学校の通学区域に関すること。(1)学校規模の現状でございます。適正な学校規模は、学校教育法施行規則第17条及び第55条の規定では、小中学校とも「12学級以上18学級以下」を標準としている。現在の稲城市立学校の学校規模は、小規模校、12学級未満、は8校あり、小学校では稲城第二小学校・稲城第七小学校・城山小学校の3校、また中学校では稲城第一中学校・稲城第二中学校・稲城第三中学校・稲城第四中学校・稲城第六中学校の5校になっている。また、適正な学校規模は8校であり、小学校では稲城第一小学校・稲城第三小学校・稲城第四小学校・稲城第六小学校・向陽台小学校・長峰小学校・平尾小学校の7校、中学校では稲城第五中学校の1校となっている。大規模校、19学級以上は、若葉台小学校1校となっている。本市では、今後、まちづくりの進展により集合住宅や戸建住宅の建設が進み、児童・生徒数は増加傾向になると推計される。平成23年度に

は、小規模校は4校となり、小学校では稲城第二小学校の1校、中学校では稲城第一中学校・稲城第二中学校・稲城第四中学校の3校と推計される。適正な学校規模は10校となり、小学校では稲城第四小学校、稲城第六小学校、稲城第七小学校、向陽台小学校、城山小学校、長峰小学校、平尾小学校の7校、中学校では稲城第三中学校、稲城第五中学校、稲城第六中学校の3校と推計される。大規模校は、3校となり、稲城第一小学校、稲城第三小学校、若葉台小学校と推計される。若葉台小学校は、現在の学校規模を超えないよう継続的に関係部署と連携を図る必要性がある。

次に、(2)検討内容でございます。児童・生徒数が増加傾向と推計される中、稲城第一小学校・稲城第三小学校・稲城第七小学校の3校は、現在の学校の収容規模では普通教室使用可能数が不足し、児童の受け入れが困難となることが推計され、学校の新設・増築・改修等について、それぞれの学校ごとに検討した。特に、学校の増改築については、日々の教育活動や行事等に支障がないよう具体的な意見や配慮事項について検討した。そのため、この3校については、隣接する学校との学区の変更について検討した。学区を変更した場合には、経過措置があるため対象学年は新1年生からとなりすぐに効果が出ないこと、学区変更した場合の通学上の安全面、通学距離等について意見が出された。平成20年夏に入居予定となる445戸の集合住宅、先ほどご覧いただきましたコカ・コーラ工場跡地でございます。その建設計画が稲城第一小学校区内にあり、その集合住宅建設地は、現在の稲城第七小学校学区との境界付近であることや、稲城第一小学校は将来的に大規模改修計画により施設整備を図っていく計画があることから、隣接校である稲城第七小学校学区へ編入することを検討した。

変わりました。南山東部土地区画整理事業の事業計画によると、平成24年度から入居が開始され、将来的に約7,600人の人口計画となっている。現状の学区では、稲城第一小学校、稲城第三小学校、稲城第七小学校となるが、この現在の南山の地域は特に人が住んでいないのですけれども、学区域的には一小、三小、七小の学区域内になる部分がありますよということですが、この3校については、将来的に現在の学校の収容規模では、児童の受け入れが困難であると推計される。また、児童の通学距離の問題や、通学上の安全面を考慮するなどについて検討した。

これは南山に7,600人が入る事業計画になっているわけですが、第一小学校から直線距離でも1.5キロ以上の地域があること、同じように第三小学校からも1.5キロ以上の地域があるわけですがけれども、そういった校区の問題、また通学で長い距離を小学校に通学すると、安全面でいろいろ考慮するという検討がされたということでございます。

次に、(3)検討結果でございます。稲城第一小学校についてですが、その前に23年度と言っていますが、この検討委員会の検討する年度、期間といたしましては、向こう5年間を想定して検討しようということから始まっておりますので、それを前提としているということから、その先まで読んだ検討結果ではございません。ということで、稲城第一小学校について、平成23年度には現在の収容規模では、普通教室が不足すると推計されていることから、先ほど学区域で検討もいろいろしてきたという説明もさせていただきましたけれども、増築校舎で対応する、という結果でございます。その場合、校庭を学校行事等で使用する際に受ける影響を最小限とする。ということで、これはどういうことかということ、実際には第一小学校は校庭に造るしかないのですが、造るとするならば、西側の方に遊具等がある場所があるのですが、もともとそこは旧木造校舎があったところですがけれども、その場所に造ることが適切だろうと。そして、現在の運動場となっている場所については、そのまま土地がとれるということから、校庭を学校行事等で使用する際に受ける影響を最小限にする、というまとめ方になっているわけでございます。

次に、稲城第三小学校についてでございますが、三小も平成23年度には現在の学校の収容規模では、普通教室が不足するというように推計されております。その中で、増築校舎の話もあるのですが、やはり同じように学区域の変更等のことも協議したわけですがけれども、一小、三小もそうですけれども、学区域の変更をする場合には、経過措置というものがございまして、新一年生は新しい学区域の小学校に入るとしても、2年生から5年生は次に進学するときには、それぞれ今まで通っていた学校には行けるという経過措置がございまして、そういったことから学区域を変更してもすぐ効果が出てこないということから、三小についても増築校舎での対応を検討しました。

ところが、第三小学校は、校庭が今現在でもかなり狭いという状況もありまして、行事等に支障が出てくるということもあります。現在の学校施設を見直し、多目的教室等に一時的に転用している教室を普通教室に改修し対応する。とありますが、これはどういうことかということ、現在三小の中の教室で普通教室でない他の教室に転用している教室があります。可能な教室を普通教室に戻すことはできますが、それをさらに普通教室に改修して対応することで乗り切れるということですが、第三小学校については、二つの教室が不足するという状況でございますので、学校設備を見直して改修し、対応をしていくことがいいという結果でございます。

次に、稲城第一小学校学区に建設予定の集合住宅については、稲城第七小学校に近いこと、先ほど見ていただいたコカ・コーラの跡地ですが、第七小学校学区へ編入するということを検討しております。稲



城第七小学校においては、その集合住宅を含めた児童数の増加による普通教室の不足が推計されるため、増築校舎で対応する、ということ。増築校舎の建設については、早急に進めることが必要となる、ということで、実はコカ・コーラの跡地については、ご覧いただいたようにここに入っておりますけれども、平成20年の夏には入居されるというから、これは早急に増築について進めていかないと、間に合わないということがございます。

次に、南山東部土地区画整理事業についてですが、本区画整理事業地に新たな小学校の建設が必要であり、将来的に有効な施設などに転用ができるような配慮をする。このことは、先ほども出ておりましたけれども、将来的に7,600人の人口計画ということで、大規模な区画整理があるわけですがけれども、通学距離も検討した結果、やはり南山には小学校が必要であるという内容でございます。また、本区画整理地内に入居する中学校の学区については、現在の稲城第三中学校の学校規模で収容できる推計であることから、稲城第三中学校とする。ということで、しばらくの間は第三中学校の施設で南山の子どもたちを受け入れることは可能であると推計しているところでございます。

5番で、その他ですけれども、これは留意点ということで、把握しておいていただければと思いますが、(1)ですが、学校については、一斉指導による学習以外にティームティーチング・少人数指導・グループ学習・学年合同指導・複数年による学習等の活動が活発に行われている状況がございます。こうした活動を可能とするスペースを確保していくことについて、検討していく必要がある。ということで、普通教室が何クラス分ある、それで将来この学校は何クラスになる、だから収まるといいますか、箱の中に収めればよいということだけではなくて、こういった活動も教育の現場では必要であるということから、そのための教室も必要になってくるので、検討していったほしい。そういう内容になっているのであります。

次に、(2)学校建設については、児童・生徒の健康と安全を十分確保し、豊かな人間性を育む教育現場であることを配慮し、学校と十分な連携を取り対応していく。ということでございます。これは学校建設に当たっては教育現場、学校等と連携を十分にとりながら、そういった協議をしながら学校建設を進めていく、というわけでございます。

以上が報告書の内容でございます。

次のページでは、6番として同検討委員会の名簿が載せてあります。最初に識見者といたしまして3名ほど、委員長には森田勝也さん、それから加瀬さん、それから糟谷さん、それから公立小学校の方から職務代理人として飯島先生、公立中学校の方から松下先生。それから小中学校のPTA連合会から小学校と中学校から栗山さん、佐藤さん。

それから青少年育成地区委員会の正副委員長会から増田さん。それから体育協会の方からは井上さん、教職員の代表としまして若見先生。次に一般市民といたしまして2名、櫻井さんと田中さん、それから市の関係職員といたしまして、まちづくりの方も関係してくるということで、新野課長にきていただくということで、なお、事務局といたしましては、教育委員会の学校教育課学務係が担当となり進めています。

なお、先ほども申し上げましたが、この報告書につきましては、向こう5年間を想定した内容ということで報告書を作成していますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。  
質疑等がございましたら、お願いをいたします。  
稲垣委員。

稲垣委員 今、ご報告いただきまして、最後にあります留意点のところ、少人数指導とかグループ学習とか多彩な教育ができるように、配慮していただきたいということを、ぜひお願いしておきたいなと思います。

それから稲城第一小学校の学区の部分ですけれども、コカ・コーラの跡地によって第七小の方に移動するというので、先ほど少し見せていただきましたけれども、非常に距離的にも七小が近くて、通うのにはよろしいのではないかと思います。大きな道を横断するようなことはないと思いますけれども、かなり狭い道を通学路として使うことになってくると思いますので、その辺の安全面の確保もぜひ考えていただきたいと思います。

それから、第一小学校につきましては、校舎を増築するというので対応するというのですが、西側に校舎を増築するということになりますと、プール、体育館、そういう施設がありまして、多分本校舎と増築する部分とが分かれてしまうのではないかと、という懸念がありますので、その辺は安全面の確保ということも考えていただいて、ぜひ本校舎と接続して安全の確保ができるようお願いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。希望ということで。

委員長 ありがとうございます。  
他にご質問等ございませんでしょうか。  
教育長。

教育長 この中では、まず最初に本市が今後学区制でいくのか、自由学区でいくのかということで議論して参りましたが、今まで本市は、ずっと、

地域が各学校を守ってくれる形で現在まで来ております。特にその中で地域懇談会の皆さん、あるいは青少年健全育成地区委員会の皆さんとか、様々な形で学校を守ってくれるシステムがよく仕上がっております。稲城の場合にはそういうことを基盤にして学区制をとる中で、もし不都合な部分があったら、今後それをもとにした中での改善を図るといような方向性がよりベストではないかと判断しております。そういった中で、一部の生徒が転校を申し出た場合には、委員会の方で精査をし、現在も転校させているケースはございますので、今後ともそんな形がいいと判断しております。

委員長 学区制のあり方からいろいろと検討していただいて、現状を把握していただいた中での一つの結論というように思っております。あと、このような状況の中から、今、小学校の方の増築等が言われておりますけれども、関わってきます第三中学校等につきましては、そのあたりではどのような見通しになっているのでしょうか。

学校教育課長 第三中学校につきましては、今の学校規模で南山の中学生を受け入れるということにつきましては、しばらくは増築をせずに受け入れが可能であるという推計になっている、ということですが、ただその先の将来については、もしも第三中学校がその規模で賄えなくなるという事態になった場合には、現状では第三中学校の敷地の中に、校庭ではなく増築するスペースはあるということで、増築は可能であるということにはなるだろうということです。今回はあくまでも5年間での推計ということです。

委員長 南山開発ということで今、お話が出ておりますけれども、随分前にこの南山開発につきましてはお話が出て、一時、山を削り過ぎて中止になったりとか、いろいろな情勢の中で現在に至って、なおかつこのところで再度、南山開発ということになってきていると思われれます。ただ、その当時に、七小も三中も増築を考えて建設をしていると、現職の時に聞いております。ただ、そういうものをつくったときの思い、それから現在に至って、現在の学校の指導状況等々いろいろなところを考える中で、ただ箱物ということだけではなく、指導内容、そういうなものを考慮しながら、ぜひ、そのあたりの増築、学校建設についてはお考えいただきたいと、予算関係もあるとは思いますが、ぜひ、お願いをしておきたいと思っております。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 学区適正委員会の方で学校選択制と指定校制についてご検討いただきまして、今回は指定校制を推す意見が多く出されたということで

すが、私自身もその辺は今、地域と学校との関係が、稲城市の場合には、非常に密接にできているということを考えましても、今また子どもたちを取り巻く環境が、非常に悪化している、非常に危険な状況になってきている、ということも考えますと、やはりできるだけ学校というのは、同じ地域の中で活動ができるようにしておくとの周りの地域の人たちの見守りもありますし、子どもたちも安心して通えるのではないかと考えておりましたので、大変いい結果が出たのではないかと考えております。

委員長      ありがとうございます。  
                  他にないでしょうか。

教育部長    暫時休憩をお願いします。

委員長      暫時休憩をいたします。

( 暫 時 休 憩 )

委員長      再開します。

学校教育課長   この報告書の取り扱いでございますが、今日お示しをさせていただきまして、貴重な意見をいただいているわけでございますけれども、この報告書の内容につきましては、まず最初に早急に進めなければいけないのが、コカ・コーラ工場跡地となっている第一小学区を、第七小学区に移すという、その考え方をまずは精査していただいて、次の臨時の教育委員会におきまして、その中で内容を検討したいと考えています。

また、それをうけて2月9日に福祉文教委員会がございます。先ほどご説明しました、第七小学校の増築の関係、学区の変更を含めまして適正学区の考え方、それによる第七小学校の増築、そしてこの報告書の内容を2月9日の福祉文教委員会に報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

委員長      暫時休憩いたします。

( 暫 時 休 憩 )

委員長      再開いたします。

それでは、次に「稲城第三中学校に関する裁判について」、「冬季休

業中の児童・生徒の様子について」、「冬季休業中の教員の海外旅行について」、「中学校連合陸上大会の発展的充実について」の4件を、指導室長よりお願いします。

指導室長 それでは、4点についてご報告を申し上げます。

まず、前回の教育委員会、昨年12月の教育委員会で、平成16年12月に稲城第三中学校の当時の生徒及びその保護者から第三中学校の当時の校長、当時の教頭、そして稲城市が訴えられたということについて、和解という形になりますというところまでご報告を申し上げたかと思えます。それでその後、その和解の内容につきまして詳しいものがこちらに来ましたので、それをご報告させていただきます。

まず、当時の校長、当時の教頭が、原告、当時の生徒に対しまして、けがをしたということ、それに対する学校の対応が不明確であったという訴えでございましたので、その事故発生については、遺憾の意を表するという形になりました。それ以外の金銭等の請求については、原告はすべて放棄をするということで、金銭等、和解金等の請求はないということであります。あわせて、稲城市も訴えられていたわけですが、稲城市としてはやはり何ら請求はなく、債権債務もないということを確認するというので、これは当時の校長、教頭とともに一切金額等の請求もないという形になりました。

実際のところ、それで和解なんですけれども、訴訟費用ということで、例えば裁判所に対しての郵送の切手代ですとか印紙代ですとか、そういったもののみは、各自が負担をするということで、それが和解条項の中に含まれております。その結果、本市において金銭等のことで実際に原告に支払うものはないということをお話ししましたが、弁護士に弁護士費用を成功報酬として支払いをするということは、当然発生してまいりますので、これにつきましては、現在弁護士側と詳細を詰めております。その費用のみをこちらの方で用意をしていくという形になるということでございます。それがこの和解についての内容であります。

続きまして2点目ですが、冬季休業中の児童・生徒の様子についてということで、おかげさまでもちまして、3学期無事にスタートができました。大きな事件・事故に巻き込まれたという子どもたちの情報は1件も入りませんでした。スムーズに3学期がスタートできたということです。これについては以上でございますが、まだまだ3学期も油断はできませんので、児童・生徒指導につきましては細やかにということで、校長会において各校を指導したところでございます。

次に、冬季休業中の教員の海外旅行でございますが、12月、前回の教育委員会で小学校・中学校合わせて16名が海外旅行へ行くというようなご報告をさせていただきましたが、全員無事に戻ってまいりまし

て、3学期の教育活動に支障なくこれもスタートすることができたということでもあります。前回の教育委員会では、子どもたちの安全確保のためにもこのような報告をきちんとしていただきたいというご意見を頂戴しましたので、各学校の管理職から報告を上げさせたところでございます。

最後4点目になりますが、中学校の連合陸上大会の発展的充実についてご報告を申し上げます。

今年度まで、中学校2年生を対象に、中学校の連合陸上競技大会ということで、総合グラウンドにおきまして、今年度は夏、8月の終わりに陸上競技大会を開いてきたところでもあります。今後この陸上をもう少し幅を広げまして、スポーツ大会、まだ正式名称は決まっておりますけれども、スポーツ全体に広げていこう、そこで稲城の中学校2年生全員が一堂に会する大会に発展をさせていきたいと、考えております。現在この委員会も発足しまして、実際に話し合いが進められておりまして、詳細について、来年度発足ができるようにということで、現在、委員会が継続されているということでもあります。まだ数回の委員会が今後、ございますので、その中でどのような競技をどのような形で行っていくかということを決めていく予定でございます。ただ、年も改まりましたので、そのようなことで新年度に向けて進めているということをご報告をさせていただいたところです。

以上4点、報告であります。

委員長 以上で指導室の報告が終わりました。  
質疑等ございましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、「新文化センター整備運営事業の進捗状況について」生涯学習課長より報告をお願いします。

生涯学習課長 新文化センター整備運営事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

本事業の進捗につきましては、無事審査会が終了いたしましたして、落札事業者が決定いたしました。本日、審査会審査内容、落札事業者決定までの経過、落札者提案概要をご報告いたしまして、あわせて今後の予定について確認させていただこうと思います。そしてまた、明日開催されます福祉文教委員会に報告をさせていただければと思います。

お手元にお配りしました資料をご覧いただければと思います。順を追って審査会等の経過についてご説明いたします。

まず11月10日に事務局によりまして応募2グループについて全体としての資格要件、代表企業、設計建設、維持管理、運営それぞれの企業の業務につきまして、要件について審査いたしまして、どれも資格要件を満たしていることを確認いたしました。次に、11月13日に開札をいたしまして、2グループとも予定価格を超えていないことを確認いたしました。また、入札説明書並びに要求水準書に示す定量的審査におきまして、どちらのグループも要件を満たしていることを確認しまして、20日に資格審査、入札価格の確認、基礎審査に関する合格の決定通知を両グループに出しております。

その後、11月21日から12月17日の間に3回の審査会を開催しております。

まず、11月21日には、第3回でございますが、審査委員会の進め方をご審議いただいた後に、応募者の確認、資格審査・予定価格の確認等、事務局から報告させていただきまして、内容審査に関する議論をしていただきました。

次に12月10日、第4回でございますが、各委員が事前に応募2グループにつきまして、仮採点したものを、委員名を匿名で集計いたしまして、それをもとに各審査項目について議論、意見交換をしていただきまして、合議によりましてこの委員会としての仮採点結果をまず決定しております。

次に、最終回になりますが、12月17日、第5回審査会におきまして、当日、事業者を呼びましてプレゼンテーションとヒアリングを各グループ1時間程度行った後に、価格審査の結果点数を加えまして、総合評価の得点としまして、得点の高い事業者を優秀提案として選定いたしました。そして、各委員の講評をいただきまして、その内容は現在調整しておりまして、最終的に次回あたりにご報告できるかと思っております。

その後、先週ですが、1月12日に審査委員長より市長に対し、審査委員会の結果をご報告いただきまして、同日付で市として落札事業者を決定しております。落札提案概要につきましては、次ページ以降をご覧くださいと思います。

順番が前後いたしますが、最終ページに今回応募がありました二つのグループを掲載させていただいております。このうちナンバー1、応募者番号3が落札者と決定いたしました。これにつきまして、前ページにお戻りいただきまして、グループ名としまして、NTTデータを代表するグループであります。グループ構成につきましては、時間の都合で割愛させていただきますが、ご覧のとおりでございますが、ここにあります協力企業としまして大石建設株式会社と株式会社KSKにつきましては、稲城市地元の事業者でございます。

次に入札金額でございますが、69億3,754万4,847円でございます。

ちなみに、現在価値換算した額につきましては、45億1,143万8,000円となります。

次に、建設概要でございますが、これも資料のとおりでございますが、特に民間施設の欄でございますが、162.70平方メートルにつきましては、施設3階歩行者専用道路レベルのエントランスロビーに、カルチャーコンビニと称しまして、施設内で必要となる用具類を特に品ぞろえとしてそろえております24時間営業のコンビニエンスストアが提案されております。そして、ホール施設につきましては、ここに掲載させていただいておりませんが、申しわけございませんが、1,497.81平米で、提案座席数が車いす席7席を含めまして410席、そして親子が直接床に座って鑑賞する親子席等を後方に配しております。また、要求水準にはありませんが、市民意見に出ておりましたピアノ庫の提案がホールにございまして、ピアノに関しましては、本格的音楽公演に対応可能なスタインウェイのフルコンサートピアノの配置ということを考えております。

概要は以上でございますが、続きまして、今後の予定につきましてご説明いたします。大変恐縮ですが、一番前のページにお戻りいただきますでしょうか。

まず1月中旬に、ここに記載させていただいておりますが、落札事業者の決定について、本日ご報告いたします2枚目以降の内容につきまして、明日、福祉文教委員会に報告後、17日にはインターネットで公表して行いたいと考えております。次に、1月下旬には落札事業者と基本協定を締結いたします。次に、3月議会に、落札金額に基づきまして、事業予算の債務負担行為を計上させていただきます。次に、19年に入り、4月の仮契約締結を経まして、いよいよ6月の定例議会において施設の設置条例、指定管理者の指定、事業契約案件の上程というまとまった議事をしていただく運びとなります。施設の開設につきましては、21年の秋に想定するものでございますが、開設までまだ多少時間がありますが、今回の施設につきましては、指定管理者制度を導入するということにしておりまして、それを前提といたしました契約を締結する必要があります。早い段階ではあります。指定管理者の指定議決とそのことの前提となる設置条例をあわせて上程させていただきます。

なお、現在、設置条例の検討を進めておりますが、その中で施設名称につきまして、市民参加の観点から広く市民公募を実施したいと考えております。そして、市民の皆さんに名称を考えていただく施設のイメージとしまして、正面概観図とかホール内観図程度のパースと施設概要をお示しできたらと考えております。詳細につきましては、今現在調整中でございますが、日程的には4月中に名称を決める必要があるために、3月1日の広報及びホームページ等によりまして公募に



なるのではないかと今現在考えております。それを過ぎまして、6月議会以後、いよいよ事業契約締結という運びとなります。

以上でございます。

委員長 以上で生涯学習課の報告が終わりました。  
質疑等ございましたらお願いします。  
よろしいですか。

質疑等がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、「南山スポーツ広場存続を求める陳情の報告について」体育課長より、お願いします。

体育課長 お手元に資料があると思えますけれども、体育協会の会長から稲城市長並びに市議会議長に要望書が出ているのが2枚。そしてさらに、今回の案件であります、南山スポーツ広場の存続を求める陳情というような形の資料がお手元にあるかと思えます。このことにつきましては、11月21日付で陳情が長峰在住の市民代表以下5名の方が市議会議長あてで文書で出された内容であります。また、本件については、第4回市議会定例会の会期日程の中で、12月5日の本会議において付託され、12月15日の所管委員会である建設環境委員会で審議が行われたという状況にあります。また、最終日の12月21日に本会議において陳情の報告を委員長よりいただいたというのが一連の流れでございます。

また、内容等につきましては、この陳情の件以前に、本件については、昨年9月の第3回定例市議会において2名の議員さんから、南山スポーツ広場に関する一般質問がありました。その際に、やはり教育部長の方から、恒久的体育施設等が計画的に整備されているというふうなことの答弁を踏まえまして、教育委員会としては基本的な考え方を含めて、今回の陳情に対する答弁したものです。実際に所管委員会である建設環境委員会に上がったのですが、内容が南山スポーツ広場の陳情というようなことも踏まえまして、教育部長並びに体育課長の私が同席いたしました。

質疑の内容は、全部で教育部関係等については13問の質疑がありました。また、区画整理関係等についての質疑等については11問があったというような経緯がございます。その中で主な内容的には、教育部関係についてはどのぐらいの団体が使用しているのか、使用状況はどのようなのか、閉鎖された場合、今使用している団体の振り替え先は市で考えているのかというようなことが焦点になりましたけれども、結果的には、最終的に委員長より質疑の終結した際に、趣旨採択されたい

という動議の提出がございまして、結果的には、本件に諮ったところ、挙手全員で趣旨採択という状況になったという経過であります。

今も現場で見えていただきましたけれども、南山スポーツ広場については、本年11月の末をもって借用期限の経過が切れるという状況にありますけれども、区画整理絡みということも踏まえまして、ご理解をいただいたというふうな状況であります。

以上が、簡単ですけれども、陳情に対する報告です。

委員長 以上で、体育課の報告が終わりました。  
質疑等ございましたらお願いいたします。

安江委員 この件に関しては、陳情された方のみならず、稲城市でスポーツに携わった方全員の願いだと思います。願わくば本当に存続できたらいいとみんなが思っていると思うんですが、いかんせんこれは個人の土地であるということ、そして既に長い間使わせていただいたということもあり、また新たな計画がスタートして、その計画と土地の所有者さんが一体となって、今後プロジェクトを図っていかれるというようなことを考えれば、ある種やむを得ないというところがあると思います。

それともう一つ、稲城には7万人の人口にしては非常にすばらしく恵まれた施設が数多くあるのは皆さん、もうご承知のとおりだと思います。そういう素晴らしい施設プラス南山というセンターがあったわけで、今後、そういう既存の施設を、稲城市が有している施設を十分有効に利用していただいて、そしてその後、なおかつ、いやそれでも足りない、何とかしなければいけないというようなことがあれば、またそのときに何らかの方法を考えていくというように考えれば、ある程度、市民感情として納得できるかなというふうに理解しております。

以上です。

教育長 今の件に関しましては、学校現場といたしましては、できるだけ校庭等も有効活用していただくということをあわせて申し添えたいと思います。

委員長 他にはございませんでしょうか。  
他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これにて閉会といたします。

(午後5時12分閉会)